

委員会設置要項

平成28年6月17日
国立大学図書館協会
第63回総会
令和2年6月30日改正
第67回総会

1. 趣 旨

この要項は、国立大学図書館協会会則（以下、「会則」という。）第4章第5節に定める委員会の構成及び設置期間等について必要な事項を定めるものとする

2. 設 置

会則第20条に基づき、協会に次の委員会を設置する。

- ・総務委員会
- ・オープンアクセス委員会
- ・学術資料整備委員会
- ・学術情報システム委員会
- ・図書館環境高度化委員会

3. 構 成

- (1) 委員については、別に定める。
- (2) 委員会に、具体的な事業を遂行するため小委員会等を置くことができる。
小委員会等の組織及び任務については、別に定める。

4. 設置期間

委員会の設置期間は、第63回総会から第68回総会までとする。

5. 設置目的

各委員会の設置目的は、次のとおりとする。委員会は、それぞれの設置目的に沿って、協会の事業活動に関係のある事項の審議又は調査研究等の活動を行うものとする。

(1) 総務委員会

総務委員会は、協会の組織・運営、人材についての制度の設計・整備及び広報に関する企画・立案並びに協会賞及び海外派遣事業の企画・審議を行う。

(2) オープンアクセス委員会

オープンアクセス委員会は、多様化する学術情報のうち主として大学が生産する教育研究成果の発信及びオープン化と保存に取り組み、大学における教育研究の進展及び社会における知の共有や創出の実現をはかる。

(3) 学術資料整備委員会

学術資料整備委員会は、大学図書館が蔵書や電子リソース等を適切に整備し、利用環境をととのえ、長期的な利用を保証する体制を構築するための調査・企画・立案を行う。

(4) 学術情報システム委員会

学術情報システム委員会は、総合目録データベースをはじめとする学術情報システム基盤を高度化することにより、知の総体を対象として、必要な情報が効率的・網羅的に発見できる環境を実現する。

(5) 図書館環境高度化委員会

図書館環境高度化委員会は、知を創出する場としての大学図書館のサービスの高度化及び地域・社会との協働に関する企画・立案を行う。

附 則

1. この要項は平成 28 年 6 月 17 日から施行する。
2. この要項は令和 2 年 6 月 30 日から施行する。